

| No | 頁 | 提出された意見 | 市の考え方 | 反映区分 |
|----|-----------|---|--|------|
| 1 | 16～ 20 | <p>要支援・要介護認定者の増加に伴い、ケアマネジャー数は足りているのか。ケアマネジャー確保のために対策を講じてほしい。</p> | <p>要介護認定者の増加に伴い、ケアマネジャー1人あたりの担当する件数や負担は増加傾向にあるものの、現時点では、国基準内で対応できていると認識しております。（国においてはケアマネジャーの人員基準を、利用者35人に対して1人（常勤）の配置とされています。）</p> <p>しかし、要介護認定者数の増加に伴い将来的にはケアマネジャー不足が懸念されることから、第9期計画期間内において、居宅介護支援事業所におけるケアマネジャー確保の状況把握を行い、支援のあり方について検討していきます。</p> | ④ |
| 2 | 68～ 70 | <p>精神疾患と思われる高齢者への支援が、地域での課題となっている。精神疾患に関する専門的な相談窓口が必要ではないか。</p> | <p>精神疾患等高齢者が抱える課題は、健康・介護・生活など複合的である場合が多く、1つの専門窓口で対応することが困難であるため、P83に記載のとおり、重層的支援体制により、担当各課・関係機関が連携を図る中、課題解決に取り組んでいます。</p> | ③ |
| 3 | 78 79 | <p>認知症予防に関して、「回想法」や運動と認知課題を同時に実施する「コグニサイズ」の普及・啓発について、本計画に位置づけていただきたい。</p> | <p>認知症予防については、回想法を含め多様な取組がありますことから、個別具体的な名称は記載していませんが、認知症専門医や医師会等のご指導を賜る中、認知症予防の普及・啓発を進めてまいります。</p> | ② |

| | | | | |
|---|------------------------|--|---|---|
| 4 | 78～ 81 | <p>認知症の相談窓口について、現在の相談拠点の機能強化に加えて、相談できる拠点の数（場所）を増やすことも重要ではないか。</p> <p>また、行政単独で増やすことが困難である場合、市内に複数ある介護事業所と連携する等の民間の資源活用手段化にも期待したい。</p> | <p>認知症相談については、相談拠点数を増やす形ではなく、まずは、圏域地域包括支援センターに認知症地域支援推進員等を増員配置し、アウトリーチ（訪問型支援）の強化を図ることで、地域に出向く形での相談支援の充実を図ります。</p> | ④ |
| 5 | 87～ 90 | <p>滋賀県高齢者居住安定確保計画（第5期）において、公営住宅におけるシルバーハウジングの実施とあるが、本市でも、シルバーハウジングの実施に向けて検討してもらいたい。</p> | <p>滋賀県では、公営住宅に生活援助員を配置する「シルバーハウジング事業」を実施されていますが、本市では、P88に記載のとおり、高齢者向けの住まいに関する支援のなかで、高齢者が安全・安心に暮らせる多様な住環境の確保に努めていきます。</p> | ④ |
| 6 | 91～ 94 | <p>介護予防・日常生活支援総合事業の緩和型の通所サービス事業者が少なく、提供されるサービスが不足していると考えている。</p> <p>本計画で具体的に方向性を示し、位置づけることを希望する。</p> | <p>現時点では、利用希望に対して、サービス提供量が上回っていることから不足はございませんが、今後、サービスの担い手の確保等に努め、安定したサービス提供体制の充実を図っていくことから、P63に記載の原案どおりとします。</p> | ③ |
| 7 | 95 96 103 106 | <p>介護人材の確保・育成・定着について、ICTによる介護負担軽減や生産性向上、業務改善に向けては、ICTや介護ロボットの導入に対しての補助金などの支援で後押ししてもらいたい。</p> | <p>介護事業所の指定等に係る申請届出事務のICT化を進め、事務業務等の効率化を図ることで事業所の負担軽減に努めていきます。</p> <p>補助金については、現在も国・県において支援されており、今後も引き続き国・県と連携し必要な情報提供に努めていきます。</p> | ④ |

| | | | | |
|----|---|--|---|---|
| 8 | — | <p>要介護者のリハビリは重要課題。入院後の適切なリハビリにより本人の活動度も上がると考える。その人らしい生き方ができるサポート体制があれば良い。</p> | <p>P72 記載の地域医療連携の促進により、在宅療養への円滑な移行を支援するとともに、P73 記載の訪問看護・訪問リハビリテーションの普及により、在宅療養支援に努めます。</p> <p>また、P62 記載の地域リハビリテーション活動支援事業より、地域における介護予防活動の効果的な推進を図っています。</p> | ③ |
| 9 | — | <p>自治会における相談所にボランティア等を配置し、必要があれば地域包括支援センターへ繋げる仕組みが必要ではないか。</p> | <p>P69 に記載のとおり、地域包括支援センターでは、これまでから、地域との顔の見える関係づくりを積極的に行ってきており、自治会等で開催いただくすこやかサロンや、守山百歳体操等の通いの場へ地域包括支援センター職員が出向き、自治会や民生委員・児童委員などの地域支援者と連携した相談支援体制を構築し、早期の相談把握、早期対応に取り組めます。</p> | ③ |
| 10 | — | <p>地域医療・介護の連携および、病院と地域のスタッフ（開業医、訪問看護、ケアマネ、施設など）の相互理解により、療養者への最善のアプローチ体制が必要ではないか。</p> | <p>P72 に記載のとおり、守山野洲医師会等と連携を図りながら、医療・介護の専門職による多職種連携を推進し、療養者や家族の意向に沿ったサービス提供を推進しています。</p> | ③ |